

中央教育審議会 スポーツ 青少年分科会  
学校健康 安全部会 審議経過報告 (概要)

子どもの心身の健康を守り、安全 安心を確保するために  
学校全体としての取組を進めるための方策について」

・子どもの健康 安全を守るための基本的な考え方について

学校は、心身の成長発達段階にある子どもが集い、人格を形成していく場であり、子どもの健康や安全の確保が保障されることが不可欠の前提となるもの。

学校において、子どもが自らの健康をはぐくみ、安全を確保することのできる基礎的な素養を育成することが必要。

子どもの健康と安全を確保する方策は、家庭や地域との連携の下に効果的に実施されることが必要。

健康・安全に係る連携は、学習指導面及び生徒指導面において必要となる家庭や地域との協力関係の基礎を形成するものとして取り込まれるべきもの。

・学校保健の充実を図るための方策について

生活習慣の乱れ、メンタルヘルスに関する課題、アレルギー疾患、感染症など多様な健康課題に適切に対応しつつ、子どもの健康を保持増進することが求められている。

保健体育科等における保健教育を実施するとともに、養護教諭の専門性を活用しつつ、学校保健を重視した学校経営がなされることが喫緊の課題であり、子どもの健康課題に対応した学校の管理運営がなされるよう関係法制の整備に向けて検討を行うとともに、保健主事等の教職員の資質能力の向上、学校医等との協力関係の充実、教育委員会による指導・支援体制の強化等を図る必要がある。

また、子どもの健康の保持増進を図る上で、家庭との連携、地域の医療機関等との協力関係を確立することが重要である。

### **養護教諭の専門性を学校保健活動全体に生かす環境整備**

養護教諭の果たすべき役割を、学校保健法上、より明確に位置付けることに向けて検討することが必要。

養護教諭が、学級担任や学校医等、地域の関係機関等との連携を図りつつ、保健指導を適切に行い得る体制の確立が必要。

養護教諭の資質能力の向上を図るため、教員養成段階における教育及び現職研修の充実が必要。

保健室来室者の増加傾向等にかんがみ、養護教諭の複数配置の促進、退職養護教諭の活用等の推進が必要。

### **学校保健活動の調整的役割を担う保健主事の機能の充実**

保健主事の資質能力の向上のための実践的研修プログラム開発が必要。

### **学級担任等による日常的な健康観察の充実**

子どもの心身の変化について早期発見・早期対応を図る上で、学級担任等による日常的な健康観察は特に重要。

そのため、教員養成段階における教育及び現職研修において、学校保健に係る知識や指導方法を習得する機会を確保・充実することが必要。

### **学校保健を重視した学校経営の実現**

管理職研修において、子どもの現代的な健康課題に係る内容を設定するなど、学校保健に係る内容の充実が必要。

### **学校医等の専門的知見を学校保健活動に有効に活用**

子どもの様々な健康課題に対応して、学校医・学校歯科医・学校薬剤師による効果的な保健指導の実施が必要。

スクールカウンセラーの効果的な活用によるメンタルヘルス問題への対応の充実が必要。

### **学校保健に係る教育委員会の指導体制の充実**

各学校における地域学校保健委員会等の組織づくり及びその活動の活性化に対する教育委員会の取組の充実が必要。

### **子どもの健やかな学校生活を保障する学校環境衛生の実現**

全ての学校における環境衛生の水準を確保するための全国的基準として「学校環境衛生基準」の法制度上の位置づけを検討することが必要。

### **学校と家庭 地域社会との連携による学校保健活動の実現**

学校保健について地域との連携組織となる学校保健委員会の活性化の促進が必要。

健康上の課題が指摘されている子どもの健康診断に基づく事後措置の結果の把握や学校生活管理指導表による子どもの健康状態の把握などの取組を充実し、的確な健康情報に基づく保健指導の実現が必要。

地域ぐるみでの子どもの健康課題に対応するため、市町村教育委員会に「学校地域保健連携推進協議会(仮称)」を設置するなどの取組が必要。

## **.学校における食育の推進を図るための方策について**

食は健康な生活を送るための基礎となるものであり、子どもの健やかな成長発達のためにも、また、生活習慣病等への対応など生涯にわたる健康な生活を築く上でも、食に関する正しい知識と実践力を子どもに身に付けさせることが、今日、極めて重要な課題となっている。

栄養教諭の配置促進を進めるとともに、学校の教育活動全体として、系統的・組織的に食育を推進する体制を整備し、また、各教職員の指導力を高める必要がある。

学校給食を活用した食育の推進を図るため、学校給食の目的の見直しや栄養教諭の果たすべき役割の明確化など、関係法制の整備に向けて検討を行うとともに、地場産物の活用による地域への理解の深化、郷土の食文化の継承等の取組を行う必要がある。

また、家庭や地域社会と連携を強化し、地域全体として食育を推進する体制を確立することが重要である。

### **「生きた教材」としての学校給食の充実**

学校給食は、食育を進める上で極めて有効な教材であり、給食の時間のみならず、各教科等の学習における活用を推進。

学校給食法における学校給食の目的について食育の観点から見直すとともに、全国的な学校給食の水準を確保するため、学校給食実施基準を法制度上位位置付けることについて検討することが必要。

学校給食に地場産物を活用することは、子どもが食材を通して地域の自然や文化、産業等に対する理解、郷土への愛着などを深める教育的意義を有することから、学校給食法においてもその趣旨の明確化を図ることを検討することが必要。

### **学校全体での食育の推進**

学校において組織的・体系的に食育を進めるため、学校給食を「生きた教材」として活用しつつ、食に関する指導の全体計画を作成することが肝要であり、学校給食法においてその趣旨を明確に位置付けることについて検討することが必要。

「食育推進委員会」など、学校全体で食育を進めるための組織体制を整備することが必要。

栄養教諭のみならず、校長等管理職を含め全ての教職員が食育に対する理解を深めるため、教員養成段階や現職研修において、食育についての知識や指導方法を修得する機会を確保・充実することが必要。

### **栄養教諭の配置促進及びその専門性を活用した食育の実現**

栄養教諭の配置促進を図るとともに、資質能力の向上のため研修の充実に努める必要がある。

学校において栄養教諭が食育の中核的な役割を的確に果たすことができるよう、その基本的な職務内容を法制度上より明確に位置付けることについて検討することが必要。

#### **安全 安心な学校給食のための衛生管理の徹底**

安全・安心な学校給食の実施がなされるよう、「学校給食衛生管理の基準」について学校給食法上、明確に位置付けることを検討することが必要。

#### **家庭 地域社会と連携した食育の推進の実現**

子どもの望ましい食習慣の形成は、家庭を中心としつつ、学校や地域社会が連携して取り組むことが重要。

そのため、学校から家庭に対して食に関する情報提供を積極的に行うとともに、家庭からの食に係る情報の収集にも努め、栄養や食事に関する指導助言を行うなど、相互の連携の強化を図ることが必要。

市町村において、教育委員会を中心として、保健部局や農政部局等との連携を図りつつ、地域全体で食育を推進していくための「地域食育推進委員会(仮称)」などの組織を設置することが重要。

### **1.学校安全の充実に図るための方策について**

事件・事故や自然災害などから子どもの安全を守るため、学校における危機管理は不可欠の課題となっている。

全ての行政分野の連携を図りつつ犯罪の起こりにくい安全・安心なまちづくりを進めるとともに、子どもの安全確保のため、学校、家庭、地域社会それぞれの役割を明確にして、取り組むことが重要である。

学校における安全管理体制に関して、総合的な安全計画や緊急時における対応方策の策定など子どもの安全確保を重視した学校の管理運営がなされるよう関係法制の整備に向けて検討を行う必要がある。また、学校安全に関する教職員の研修等を充実する必要がある。

家庭や地域社会、防犯の専門機関等との連携を図りつつ、学校の安全管理体制を確立する必要がある。

#### **総合的に子どもの安全を確保する学校安全計画の策定**

子どもの身の回りの事件・事故、自然災害などに対応して安全教育・安全管理が行われることが重要。そのため、事件・事故、自然災害に対応した学校安全計画を策定すること、また、通学路も含め適切に安全点検がなされるべきことについて、学校保健法において明確に位置付けることを検討することが必要。

### **学校施設の安全性の確保**

防犯監視システムの整備等を行うとともに、学校施設設備の定期的又は随時の安全点検を行うことが必要。

学校施設の耐震化を推進するとともに、安全上問題のある老朽施設の解消を図ることが必要。

### **学校における安全管理体制の整備充実**

学校安全に関して、関係職員の連携の核となる教職員を明確にするなど学校内の安全管理体制を確立することが必要。

警備員の配置、地域のボランティアによる学校内巡回等、多様な人材の活用により学校安全体制の強化を図ることが必要。

### **緊急時に的確な対応ができる学校内の体制の確立**

危険発生時に円滑かつ的確に所要の対応ができるよう、教職員がとるべき措置の具体的内容、手順等を記載した危機対応方策を各学校において策定することが重要であり、学校保健法においてその旨を明確に位置付けることについて検討が必要。

### **学校安全に関する教職員の資質能力の向上**

事前・発生時・事後の三段階の危機管理に対応した教職員の安全に関する知識・技能の向上を図るため、教員養成段階における教育及び現職研修において、安全についての知識や指導方法を修得する機会の確保・充実を図ることが必要。

具体的な事件・事件事例の分析を含め、実践的・効果的な教材開発を進めることが必要。

### **家庭・地域社会との連携による安全管理体制の強化**

学校、家庭、地域社会が連携した取組を進めるために、日常的に学校と家庭や地域とがお互いの顔が分かる関係づくりを進めるとともに、PTA、ボランティア、自治会、警察等の関係機関などからなる「地域学校安全委員会(仮称)」の設置などの取組が必要。

スクールガード・リーダーなど専門的な知見を有する者を活用し、学校安全ボランティア活動の充実・強化を図ることが必要。

学校における安全管理・安全教育を実施するに当たり、警察、交通安全団体、消防署等の地域の関係機関の専門的知見を活用する取組を進めることが必要。